

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

copy

優良

住 所 宮城県仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号

氏 名 協業組合仙台清掃公社 代表理事 山田 政彦  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



copy

許可の年月日 令和 6年 2月27日

許可の有効年月日 令和10年 1月18日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

copy

copy

2. 許可の条件  
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年	1月19日	当初許可
平成13年	6月28日	変更届出書受理（代表者を山田博之から変更したこと。）
平成18年	1月19日	更新許可
平成23年	1月19日	更新許可
平成28年	1月19日	更新許可
令和元年	5月23日	変更届出書受理（代表者を渡邊浩一から変更したこと。）
令和3年	1月19日	更新許可（優良認定）
令和6年	2月27日	事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有  
以下余白

copy